

さいたま市告示第1525号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

平成26年10月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 砂サンシャインシティ

所在地 さいたま市見沼区東大宮7丁目69-1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 正栄観光株式会社

代表者氏名 代表取締役 武藤 博昭

住所 さいたま市見沼区堀崎町1661番地

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(7) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
店舗平面駐車場	30台
店舗隔地駐車場	27台
店舗屋上駐車場	89台
計	146台

(変更後)

位置	収容台数
店舗平面駐車場	30台
店舗屋上駐車場	89台
計	119台

イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

位置	駐車場可能時間帯
店舗平面駐車場	午前8時30分～午後9時30分
店舗隔地駐車場	午前8時30分～午後9時30分
店舗屋上駐車場	午前8時30分～翌午前1時30分 但し、一部は午後10時まで

(変更後)

位置	収容台数
店舗平面駐車場	午前8時30分～午後9時30分
店舗屋上駐車場	午前8時30分～翌午前1時30分 但し、一部は午後10時まで

(イ) 駐車場の自動車の出入口の数

(変更前)

区分	出入口の数
店舗平面駐車場	出入口 1 箇所
店舗隔地駐車場	出入口 1 箇所
店舗屋上駐車場	出入口 1 箇所
合計	出入口 3 箇所

(変更後)

区分	出入口の数
店舗平面駐車場	出入口 1 箇所
店舗屋上駐車場	出入口 1 箇所
合計	出入口 2 箇所

(4) 変更する年月日

平成 27 年 6 月 23 日

(5) 変更する理由

店舗運営計画の見直しのため

2 届出年月日

平成 26 年 10 月 22 日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

平成 26 年 10 月 28 日から平成 27 年 3 月 2 日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局経済部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号

電話 048 (829) 1364

FAX 048 (829) 1966

(2) 大宮区役所区民生活部総務課地域商工室

住所 さいたま市大宮区大門町 3 丁目 1 番地

電話 048 (646) 3093

FAX 048 (646) 3151

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

(1) 意見書の提出期間

平成 26 年 10 月 28 日から平成 27 年 3 月 2 日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局経済部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号

電話 048 (829) 1364

FAX 048 (829) 1966